



平成25年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社スーパーツール
代表者名 代表取締役社長 吉川 明
(J A S D A Q ・ コ ー ド 5 9 9 0)
問合せ先 専務取締役管理本部長 篠畑雅光
電話番号 072-236-5521

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 7 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの事業の多角化と今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加及び一部文言の修

正を行うものであります。(現行定款第 2 条)

- (2) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任を予め限定する契約を締結することを可能とするため、定款に第 28 条(社外取締役の責任限定契約)及び第 36 条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 7 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 7 日 (金)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (目 的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(4) (条文省略) (5) 環境関連商品および機器類の仕入および販売 (新 設) (6)～(8) (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (新 設) 第 5 章 監査役および監査役会 第28条～第34条 (条文省略) (新 設) 第35条～第38条 (条文省略)	第 1 章 総則 (目 的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(4) (現行どおり) (5) 環境関連機器および関連商品の製造、施工、仕入および販売 (6) 太陽光、風力、地熱等再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売に関する業務 (7)～(9) (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。 第 5 章 監査役および監査役会 第29条～第35条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約) 第36条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。 第37条～第40条 (現行どおり)